

あきる野市介護保険推進委員会の設置について

1 推進委員会設置の趣旨について

「あきる野市介護保険推進委員会設置要綱（資料1別添資料）」第1条により、あきる野市における介護保険事業の円滑な推進を図るため推進委員会を設置します。

2 第8期あきる野市高齢者保健福祉・介護保険事業計画について

高齢者福祉行政を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するため、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を目的として、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの施策を明らかにした第8期介護保険事業計画を、高齢者保健福祉計画と併せ「第8期あきる野市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として、令和3年3月に策定しました。

3 推進委員会の進め方について

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までのあきる野市の介護保険事業については、第8期介護保険事業計画に基づき運営していきませんが、本事業の円滑な推進を図るため、推進委員会において、進行管理及び課題等の検討を行い、その結果を報告書としてまとめ、市長に報告します。

報告書の課題等については、第9期介護保険事業計画策定に向けたあきる野市介護保険事業計画策定委員会において協議・検討していきます。

推進委員会の開催については、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度にかけて延べ5回程度を予定しています。

なお、第8期計画期間内（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）に施設等の基盤整備を行う場合は、整備計画の作成、事業者の公募、施設の建設のほか、東京都への事業所指定申請及び補助金交付申請等が必要となるため、早期に整備内容等について検討する必要があります。

スケジュールについて

令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
令和3年12月22日 第1回推進委員会	令和4年12月までに、4回程度実施する予定です。 (予定：4月末、7月末、10月末、12月末)

あきる野市介護保険推進委員会設置要綱

平成 12 年 2 月 23 日

通 達 第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 あきる野市における介護保険事業の円滑な推進を図るため、あきる野市介護保険推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 介護サービス基盤の整備の推進に関する事。
- (2) 地域ケア体制の整備に関する事。
- (3) サービス情報の提供体制に関する事。
- (4) 苦情・相談の体制に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業を円滑に推進するために市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 被保険者
- (5) 市職員

(委嘱等)

第 4 条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(謝礼)

第 6 条 第 3 条第 1 号から第 4 号までの委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第 7 条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 人
- (2) 副委員長 1 人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の仕事)

第 8 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その仕事を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。